ストック・オプション等関係

甲社は東京証券取引所第１部の上場企業である。以下の甲社の資料に基づき、有価証券報告書のストック・オプション等関係の注記を完成させなさい。

【資料】

１．甲社がストック・オプションを発行した際にホームページで発表したニュースリリースの内容（抜粋）は以下のとおりである。

(1)　第１回ストック・オプション

当社取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の発行に関するお知らせ

×5年6月24日開催の当社取締役会において、当社取締役に対しストック・オプションとして発行する新株予約権について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式400,000株とする。

２．発行する新株予約権の総数

400,000個（新株予約権１個あたりの目的となる株式数は１株）とする。

３．新株予約権の割当日

×5年7月１日

４．新株予約権と引換えに払込む金銭の額

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

５．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値の価額とする。

６．新株予約権の行使期間

×8年7月1日から×10年6月30日までとする。

７．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

1)　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2)　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記 1)の資本金等増加限度額から前記 1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

８．新株予約権の割当てを受ける者及び割当てる新株予約権の数

当社取締役　8名　400,000個（1名あたり50,000個）

以上

(2)　第２回ストック・オプション

当社取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の発行に関するお知らせ

×9年６月26日開催の当社取締役会において、当社取締役に対しストック・オプションとして発行する新株予約権について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式240,000株とする。

２．発行する新株予約権の総数

240,000個（新株予約権１個あたりの目的となる株式数は１株）とする。

３．新株予約権の割当日

×9年７月１日

４．新株予約権と引換えに払込む金銭の額

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

５．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値の価額とする。

６．新株予約権の行使期間

×12年７月１日から×14年６月30日までとする。

７．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

1)　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2)　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記 1)の資本金等増加限度額から前記 1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

８．新株予約権の割当てを受ける者及び割当てる新株予約権の数

当社取締役　８名　240,000個（1名あたり30,000個）

以上

２．その他ストック・オプションの内容

(1)　第１回ストック・オプション

①　付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価は、480 円/個である。

②　付与されたストック・オプションは、他者に譲渡できない。

③　当期までのストック・オプション数の実績は以下のとおりである。　　　　　　（単位：個）

	未行使数（残数）	失効分（累計）	行使分（累計）	摘　要
付　与　時	400,000	―	―	
×6 年 3 月期	350,000	50,000	―	退職者１名
×7 年 3 月期	350,000	50,000	―	退職者０名
×8 年 3 月期	300,000	100,000	―	退職者１名
×9 年 3 月期	200,000	100,000	100,000	×8 年 4～6 月の退職者 0 名、行使２名
×10 年 3 月期	150,000	100,000	150,000	行使１名
×11 年 3 月期	―	150,000	250,000	行使２名、失効１名

④　第１回ストック・オプションの行使を受け、甲社は新株を発行した（行使価額は、1 株当たり 2,962 円である）。

(2)　第２回ストック・オプション

①　付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価は、1,152 円/個である。

②　付与されたストック・オプションは、他者に譲渡できない。

③　当期までのストック・オプション数の実績は以下のとおりである。　　　　　　（単位：個）

	未行使数（残数）	失効分（累計）	行使分（累計）	摘　要
付　与　時	240,000	―	―	
×10 年 3 月期	240,000	―	―	退職者０名
×11 年 3 月期	210,000	30,000	―	退職者１名

④　甲社の株式は全体的な株式相場の下落の影響を受け、ストック・オプションの付与日から×10 年 5 月まで株価が一度も行使価額 7,436 円を上回らないだけでなく、その間の甲社の平均株価は 4,868 円であり、インセンティブ効果が大幅に失われたと考えられた。そこで、ストック・オプションの価値を復活させ取締役のインセンティブを高めるために、×10 年 6 月の株主総会において行使価額を 1 株当たり 7,436 円から 1 株当たり 3,587 円に行使条件の一部変更を行った。

⑤　条件変更日（条件変更の直後）におけるストック・オプションの公正な評価単価は、144 円/個である。

３．甲社は、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用している。

４．甲社の連結会計年度は、当期が第 10 期（×10 年 4 月 1 日～×11 年 3 月 31 日）である。

５．会社法施行日以前において、甲社の付与したストック・オプションは存在しない。

【答案用紙】

当連結会計年度（自　×10年４月１日　至　×11年３月31日）

１．ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費　　　　　（　　　　　　　　　）百万円

２．権利不行使による失効が生じ、利益として計上した金額

特別利益（新株予約権戻入益）　（　　　　　　　　　）百万円

３．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回ストック・オプション	第２回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　（　　　　　）名	当社取締役　（　　　　　）名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　（　　　　　）株	普通株式　（　　　　　）株
付与日	×5年７月１日	×9年７月１日
権利確定条件	付与日（×5年７月１日）以降、権利確定日（×8年６月30日）まで継続して勤務していること。	付与日（×9年７月１日）以降、権利確定日（×12年６月30日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自×5年７月１日　至×8年６月30日	自×9年７月１日　至×12年６月30日
権利行使期間	自×8年７月１日　至×10年６月30日	自×12年７月１日　至×14年６月30日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（×11年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第１回ストック・オプション	第２回ストック・オプション
権利確定前　（株）		
前連結会計年度末	—	（　　　　　）
付与	—	—
失効	—	（　　　　　）
権利確定	—	—
未確定残	—	（　　　　　）
権利確定後　（株）		
前連結会計年度末	（　　　　　）	—
権利確定	—	—
権利行使	（　　　　　）	—
失効	（　　　　　）	—
未行使残	—	—

②単価情報

	第１回ストック・オプション	第２回ストック・オプション
権利行使価格　（円）	（　　　）	（注）　（　　　）
行使時平均株価　（円）	3,511	―
付与日における公正な評価単価（円）	―	（　　　）

（注）　×10年６月28日の株主総会決議において権利行使価格の引下げの決定を行っております。×10年６月28日の株主総会決議における権利行使価格に基づく公正な評価単価は、付与日における公正な評価単価を下回っているため、条件変更による費用計上はありません。

４．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

記載省略

５．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

記載省略

【解答】

当連結会計年度（自　×10年4月1日　至　×11年3月31日）

１．ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費　（　72）百万円

２．権利不行使による失効が生じ、利益として計上した金額

特別利益（新株予約権戻入益）　（　24）百万円

３．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　（　8）名	当社取締役　（　8）名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　（　400,000）株	普通株式　（　240,000）株
付与日	×5年7月1日	×9年7月1日
権利確定条件	付与日（×5年7月1日）以降、権利確定日（×8年6月30日）まで継続して勤務していること。	付与日（×9年7月1日）以降、権利確定日（×12年6月30日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自×5年7月1日　至×8年6月30日	自×9年7月1日　至×12年6月30日
権利行使期間	自×8年7月1日　至×10年6月30日	自×12年7月1日　至×14年6月30日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（×11年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利確定前　（株）		
前連結会計年度末	―	（　240,000）
付与	―	―
失効	―	（　30,000）
権利確定	―	―
未確定残	―	（　210,000）
権利確定後　（株）		
前連結会計年度末	（　150,000）	―
権利確定	―	―
権利行使	（　100,000）	―
失効	（　50,000）	―
未行使残	―	―

②単価情報

	第１回ストック・オプション	第２回ストック・オプション
権利行使価格　　　　　（円）	（　　　　　2,962 ）	（注）　（　　　　　3,587 ）
行使時平均株価　　　　（円）	3,511	―
付与日における公正な評価単価（円）	―	（　　　　　1,152 ）

（注）　×10年６月28日の株主総会決議において権利行使価格の引下げの決定を行っております。×10年６月28日の株主総会決議における権利行使価格に基づく公正な評価単価は、付与日における公正な評価単価を下回っているため、条件変更による費用計上はありません。

４．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

記載省略

５．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

記載省略

【出題論点】

1．権利確定日以前の会計処理（条件変更含む）

2．権利確定日後の会計処理（権利行使時）

3．権利確定日後の会計処理（失効時）

【解説】（単位：円）

ストック・オプションは、企業がその従業員等に報酬として、すなわち、企業が従業員等から受けた労働や業務執行のサービスの対価として、従業員等に給付されるものとして付与するものをいいます。ストック・オプションには、権利確定条件が付されているものが多く、当該権利確定条件には、勤務条件や業績条件があります。

勤務条件とは、従業員等の一定期間の勤務や業務執行に基づく条件をいいます。また、業績条件とは、一定の業績（株価を含む）の達成又は不達成に基づく条件をいいます。いずれも、その条件を充たさなかった場合にはストック・オプションは従業員等に与えられないことになります。

ストック・オプション取引に係る一連の流れは以下のとおりです。

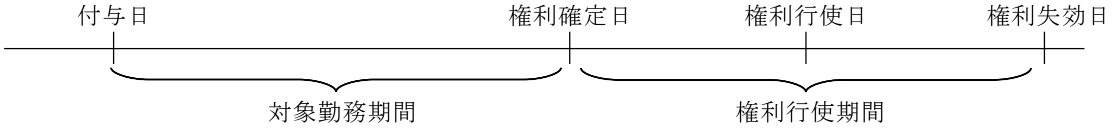

付与日においては、会社は従業員等に対して対象勤務期間に対応する追加的な労働の対価としてストック・オプションを付与することを決定しただけですので、実際に与えるかどうかは権利確定日までわかりません。企業は、対象勤務期間に対応する追加的な労働の対価としてストック・オプションを従業員等に付与しているので、権利確定日まで勤務を続けた従業員等に対してストック・オプションを与えることになります。

ストック・オプションは、権利確定日をターニング・ポイントとして、権利確定日以前と権利確定日後で異なる会計処理が行われます。それぞれの会計処理については、該当する出題論点の解説部分で記述します。

各用語の意味は以下のとおりです。

用　語	定　　義
付　与　日	ストック・オプションが付与された日をいう。
権利確定条件	ストック・オプションの権利の確定についての条件をいう。
権利の確定	権利行使により対象となる株式を取得することができるというストック・オプション本来の権利を獲得することをいう。
対象勤務期間	ストック・オプションと報酬関係にあるサービスの提供期間であり、付与日から権利確定日までの期間をいう。
権利確定日	権利の確定した日をいう。権利確定日が明らかでない場合には、原則として権利行使期間の開始日の前日を権利確定日とみなす。
権利行使期間	ストック・オプションを付与された従業員等がその権利を行使できる期間をいう。
失　　効	ストック・オプションが付与されたものの、権利行使されないことが確定することをいう。失効には、権利不確定による失効と、権利不行使による失効とがある。
行使価格	ストック・オプションの権利行使にあたり、払い込むべきものとして定められたストック・オプションの単位当たりの金額をいう。
条件変更	付与したストック・オプションに係る条件を事後的に変更し、ストック・オプションの公正な評価単価、ストック・オプション数又は合理的な費用の計上期間のいずれか１つ以上を意図して変動させることをいう。

１．権利確定日以前の会計処理（条件変更含む）

企業は、従業員等の対象勤務期間に対応する追加的な労働の対価として、ストック・オプションを従業員等に付与しています。そのため、権利確定日以前の会計処理としては、従業員等から対象勤務期間において追加的に労働を提供してもらい、企業がその労働を消費しているので、費用を計上します。また、お金を払う代わりに、企業は労働の対価として従業員等に対してストック・オプションを付与しているので、費用計上に対応する金額を、ストック・オプションの権利の行使又は失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上します。

したがって、仕訳の基本形は以下のとおりとなります。

（株式報酬費用）	×××	（新株予約権）	×××

各会計期間における費用計上額は、ストック・オプションの公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額となります。

各会計期間における費用計上額の算定にあたっては、以下の３ステップを踏んで計算するとよいでしょう。

STEP １　ストック・オプションの公正な評価額（＝権利確定日において計上する新株予約権の金額）のうち、

STEP ２　各決算日時点までの期間に対応する金額を貸借対照表に新株予約権として計上し、

STEP ３　各決算日において貸借対照表に新株予約権として計上する金額のうち、当期増加額を当期の費用（株式報酬費用）として計上します。

図解すると、以下のとおりです。

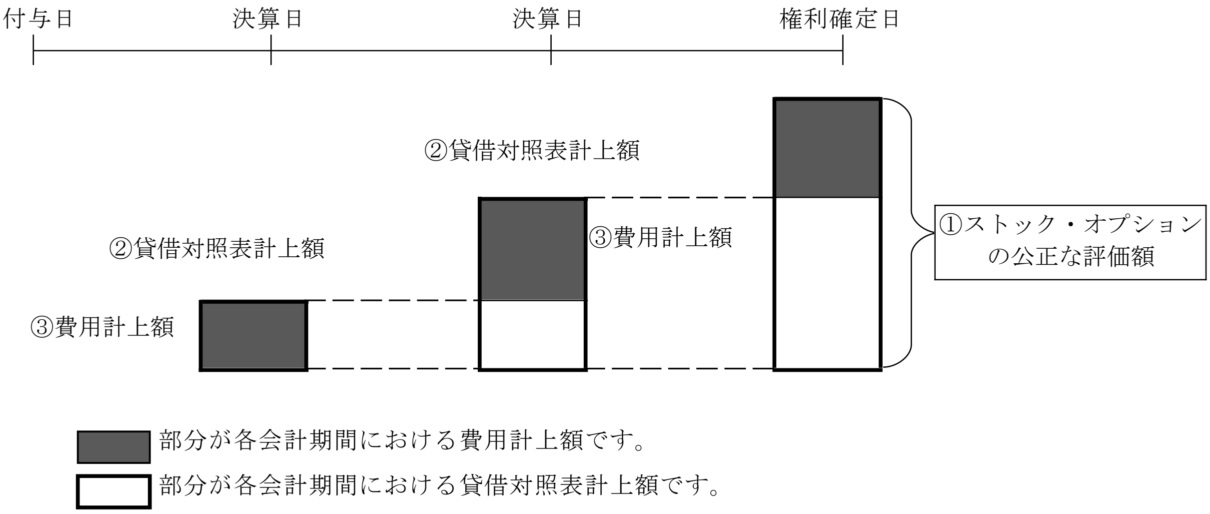

以下、それぞれのステップでの計算方法です。

STEP １　ストック・オプションの公正な評価額（＝権利確定日において計上する新株予約権の金額）を計算する。

１．権利確定日において何人の従業員等が会社に残っているかを考えます。

会社を退職した人に対してはストック・オプションを付与しないので、権利確定日に会社に残っている人の分だけ新株予約権を計上すればよいからです。

２．失効（見込）人数を見積ります。

各決算日においては、将来の権利確定日時点で何人退職しているか確定していないため、失効（見込）という形で退職する人数を考慮し、見積計算をします。

ストック・オプションの公正な評価額 ＝公正な評価単価 × ストック・オプション数

↓

１人当たりに付与される ストック・オプションの数 × ｛対象人数－失効（見込）人数｝

本問においては、「甲社は、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用している。」という問題文の指示があったので、失効人数は、各決算日における実際に退職した人数を用いればよかったということになります。

また、公正な評価単価については、条件変更等がない限り、その後に変動したとしても、付与日時点のものを用います。

STEP ２　各決算日時点までの期間に対応する金額（新株予約権として計上する金額）を計算する。

$$\text{各決算日時点までの期間に対応する金額} = \text{ストック・オプションの公正な評価額} \times \frac{\text{付与日～各決算日までの期間}}{\text{対象勤務期間}}$$

STEP ３　当期増加額（株式報酬費用となる金額）を計算する。

当期の株式報酬費用＝当期末における新株予約権の金額－前期末における新株予約権の金額

本問への当てはめは、以下のとおりになります。

(1)　第２回ストック・オプション

①　前期の費用計上額の算定

STEP １　ストック・オプションの公正な評価額の算定

1,152円/個×{30,000個/名×(8名－0名)}＝276,480,000
（0名：退職者）

STEP ２　各決算日時点までの期間に対応する金額の算定

・対象勤務期間：36ヶ月（×9年7月～×12年6月）

・対象勤務期間のうち×10年3月末までの期間：9月（×9年7月～×10年3月）

$$276,480,000 \times \frac{9\text{ヶ月}}{36\text{ヶ月}} = 69,120,000$$

STEP ３　当期増加額（株式報酬費用となる金額）の算定

69,120,000－0＝69,120,000

②　当期の費用計上額の算定

条件変更日のストック・オプションの公正な評価単価（144円/個）が、付与日のストック・オプションの公正な評価単価（1,152円/個）を下回るので、付与日の公正な評価単価（下限）に基づく費用計上を継続します。

つまり、前期における費用計上額の算定と何ら変わらずに計算すればよいことになります。

STEP １　ストック・オプションの公正な評価額の算定

1,152円/個×{30,000個/名×(8名－1名)}＝241,920,000
（1名：退職者）

STEP ２　各決算日時点までの期間に対応する金額の算定

・対象勤務期間：36ヶ月（×9年7月～×12年6月）

・対象勤務期間のうち×11年3月末までの期間：21月（×9年7月～×11年3月）

$$241,920,000 \times \frac{21\text{ヶ月}}{36\text{ヶ月}} = 141,120,000$$

STEP ３　当期増加額（株式報酬費用となる金額）の算定

141,120,000－69,120,000＝72,000,000

２．権利確定日後の会計処理（権利行使時）

権利確定日後の会計処理については、ストック・オプション特有のものはなく、通常の新株予約権と同様に処理すればよいことになります。

ストック・オプションが権利行使され、これに対して新株を発行した場合には、新株予約権として計上した額のうち当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替えます。

(1)　第１回ストック・オプション

（現　金　預　　金）	296,200,000※1	（資　　本　　　金）	172,100,000※3
（新 株 予 約　権）	48,000,000※2	（資 本 準 備　金）	172,100,000※3

※1　2,962 円/株×50,000 株/名×２名＝296,200,000（払込価額）

※2　480 円/個×50,000 個/名×２名＝48,000,000（権利行使に対応するストック・オプション）

※3（296,200,000＋48,000,000)÷2＝172,100,000

３．権利確定日後の会計処理（失効時）

新株予約権のうち、権利行使期間中に権利行使されなかった（権利不行使による失効）分については、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を新株予約権戻入益として利益に計上します。

(1)　第１回ストック・オプション

（新 株 予 約　権）	24,000,000	（新株予約権戻入益）	24,000,000

※　480 円/個×50,000 個/名×１名＝24,000,000